

山武市景観条例

平成27年山武市条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく施策の基本事項を定めるとともに、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の推進及び行為の規制等に関し必要な事項を定め、山武市（以下「市」という。）の良好な景観の形成を図ることを目的とする。

【法第8条第1項】

(景観計画)

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- (1) 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- (2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- (3) 域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- (4) 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- (5) 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 市の良好な景観は、地域に暮らす人々の生活と共に育まれてきた財産であることに鑑み、未来へ継承されるよう、市、市民及び事業者が景観に対する意識や協働により、良好な景観の保全や創出を図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を高めるとともに、良好な景観の形成に関する情報の提供その他の支援に努めなければならない。
- 4 市は、公共事業を行う場合は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成について、先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、土地の利用等の事業活動が景観に及ぼす影響に配慮し、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定等)

- 第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画を定めるときは、法第9条に定める手続のほか、あらかじめ山武市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
 - 3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

【法第9条】

(策定の手続)

- 第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かななければならない。
 - 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。
 - 4 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第4号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第4号ホに掲げる事項を定めようとするとき

は、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する

（重点地区の指定）

第8条 景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定するときは、法第8条第2項第2号の規定に掲げる事項を景観計画に定めるものとする。

【法第8条第2項第2号】

（景観計画）

第8条

- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（事前協議）

第9条 法第16条第1項に規定する届出をしようとする者は、当該届出に係る行為に関する事項について、事前に市長と協議することができる。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

【法第16条第1項】

（届出及び勧告等）

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

(助言又は指導)

第10条 市長は、前条の規定による協議において、当該協議に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行うため、山武市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）の意見を聴くことができる。

(届出を要する行為)

第11条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付し、市長に届出なければならない。

- 2 法第16条第1項第4号の規定による条例で定める届出を要する行為は、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積とする。
- 3 法第16条第1項に規定する条例に定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。
- 4 法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

【法第16条第2項、第7項】

(届出及び勧告等)

第16条

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (3) 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
 - (4) 景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - (5) 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - (6) 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8

条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

(7) 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

(8) 第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

(9) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

(10) 地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

(11) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号の規定による条例で定める届出を要しない行為は、規則に定める規模以外のものとする。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

【法第17条第1項】

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、

景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

(勧告又は命令)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項及び第5項の規定による命令を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令を行う場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

【法第16条第3項】

(届出及び勧告等)

第16条

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

【法第17条第5項】

(変更命令等)

第17条

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）、当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした者
- (2) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者
- (3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、山武市行政手続条例（平成18年条例第7号）に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(完了の届出)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物等の指定)

第17条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

4 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、規則で定めるところにより、名称及び所在地その他の事項を表示する標識を設置するものとする。

【法第19条第1項】

(景観重要建造物の指定)

第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

【法第28条第1項】

(景観重要樹木の指定)

第28条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

(景観重要建造物等の管理方法)

第18条 法第25条第2項の規定による管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保全のため市長が必要と認める措置を講ずること。

2 法第33条第2項の規定による管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) せん定、病害虫の防除その他の景観重要樹木の保全に必要な措置を講ずること。

- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保全のため市長が必要と認める措置を講ずること。

【法第25条第2項】

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第25条

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

【法第33条第2項】

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第33条

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(景観まちづくり市民団体の認定等)

第19条 市長は、良好な景観の形成を目的に自主的な活動を行う市民団体であって、規則に定める要件に該当するものを景観まちづくり市民団体(以下「市民団体」という。)として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、市民団体が第1項の規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(計画提案を行うことのできる団体)

第20条 法第11条第2項の条例で定める団体は、前条第1項の規定により市長の認定を受けた市民団体とする。

【法第11条第2項】

(住民等による提案)

第11条

- 2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

(景観まちづくり推進地区)

第21条 市長は、市民団体から提案のあった、市民と市の協働による良好な景観の形成を推進する地区を景観まちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）として、景観計画に定めることができる。

- 2 市民団体は、前項の規定により推進地区を提案しようとするときは、当該推進地区内の良好な景観づくりに係る推進計画の素案を作成し、規則に定めるところにより市長に提案するものとする。
- 3 市長は、提案のあった推進地区を景観計画に定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、推進地区の変更及び解除について準用する。

(審議会の設置)

第22条 市長は、良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

(審議会の運営)

第23条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観アドバイザーの設置)

第24条 市長は、良好な景観の形成の推進を図るため、専門的な助言を行う景観アドバイザーを置くことができる。

- 2 景観アドバイザーの人数は、2人以内とする。
- 3 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関し、専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(表彰)

第25条 市長は、市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物又は工作物の所有者、設計者等を表彰することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の良好な景観の形成に寄与している個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定に基づく表彰をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。